

**神石高原町国民健康保険特定健診受診率向上対策事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

神石高原町国民健康保険が実施する特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率向上に関する業務委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 神石高原町国民健康保険特定健診受診率向上対策事業業務委託
- (2) 業務内容 神石高原町国民健康保険特定健診受診率向上対策事業業務委託仕様書
(別紙1)（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
ただし、受注者が法令や要綱等を遵守しない場合などにおいては、契約を解除することがある。

3 業務委託料（契約上限額）

3,859,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格要件

本事業に参加できる者は、本事業公示の日から受託候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7・8年度神石高原町入札参加資格者名簿（物品・施設業務等）に登録されていること又は企画提案書の提出期限までに登録が予定されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (4) 神石高原町暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第6条の規定により排除措置を受けていないこと。

- (5) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、神石高原町の指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに神石高原町税の滞納がないこと。
- (7) 神石高原町と同等程度規模以上の自治体（特定健診対象者数1, 400名以上）で、直近3年間（令和4年度～令和6年度）において神石高原町国民健康保険特定健診受診率向上対策事業業務委託と同様の業務を完了した実績があり、受診率向上の実績があること。
- (8) プライバシーマークの使用許諾事業者の認定を受けている者又はISMの認証取得をしている者であること。
- (9) その他、町長が必要と認める事項。

5 募集について

- (1) 担当課（書類提出及び問い合わせ先）

神石高原町役場 健康衛生課 健康係
〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠1701番地
電話 0847-89-3366 FAX 0847-85-3541
E-mail jk-kenko@town.jinsekikogen.lg.jp
- (2) 実施要領等の配布
神石高原町ホームページからダウンロードすること（個別配布は行わない。）。

6 選考スケジュール

内 容	期 日
参加募集開始	令和8年2月2日（月）
質問受付期限	令和8年2月13日（金）
質問回答日	令和8年2月18日（水）※随時
参加意向申出書提出期限	令和8年2月24日（火）
参加意向申出書確認通知	令和8年2月25日（水）
企画提案書提出期限	令和8年3月16日（月）
ヒアリング・審査委員会	令和8年3月24日（火）
受託候補者選考結果通知	令和8年3月25日（水）以降
契約締結	令和8年4月1日（水）
運用開始	令和8年4月1日（水）

※期日は予定であり、変更となる可能性があります。

7 実施要領に関する質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

質問は、質問書（様式第1号）により、電子メールで担当課へ提出することとし、電子メール以外（電話やFAX等）での質問は受け付けない。提出にあたっては、質問書が担当課に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問の受付期間

令和8年2月2日（月）から2月13日（金）午後5時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

本プロポーザル参加資格を有する者からの質問については、令和8年2月18日（水）までに、神石高原町ホームページにおいて随時回答する。ただし、質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害するおそれがあるもの、質問者の具体的な提案内容に密接に係るものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

8 参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出するものとする。

なお、共同事業体で参加する場合は、イからカの書類は全ての構成員分を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式第2号）
- イ 会社等の概要がわかる資料（パンフレット等任意様式）

(2) 提出期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月24日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

「5（1）担当課」へ電子メール、郵送、持参のいずれかの方法により提出すること。

※電子メールによる場合は、担当課に到達していることを電話により速やかに確認すること。

※郵送は、一般書留、簡易書留、レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。

※持参による受付は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 中途の参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）に記入のうえ、電子メールで担当課へ提出すること。

9 参加意向申出書の確認通知

令和8年2月25日（水）までに、参加資格審査結果通知書により、参加意向申出書

に記載された連絡先に電子メールで通知する。

10 説明会について

本選考にかかる説明会は開催しない。

11 企画提案書等の提出

参加意向申出書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類及び様式

ア 提案書（様式第4号）

イ 企画提案書（本文）

本実施要領のほか、仕様書及び「神石高原町国民健康保険特定健診受診率向上対策事業業務委託プロポーザル評価基準（別紙2）」（以下「評価基準」という。）を参考に提案すること。

- 表紙・目次を除きA4判30枚以内（縦横不問　両面記載も可能）とする。図表などはA3判も可能とするが、A4判2枚とみなす。
- 表紙・目次以外の各ページにページ番号を付与すること。
- 文字サイズは、11ポイント以上とすること。
- 提案者が特定できる標記やマーク等は記入しないこと。

ウ 業務実施体制調書（様式第5号）

エ 参考見積書（A4判　縦横不問　任意様式）

オ 業務実績調書（様式第6号）

カ 「プライバシーマーク使用許諾証の写し」又は「ISM認証登録証の写し」

キ 業務スケジュール（A4判　縦横不問　任意様式）

仕様書を踏まえ、本業務履行期間内の具体的なスケジュールを記載すること。また、本業務の進め方、進行管理、遅延対策等を示すこと。

(2) 提出部数

PDF形式の電子データ1部（提出書類一式を提出、押印不要）

※提出書類すべてを一つにまとめず、各々のPDFファイルを作成すること。

(3) 提出方法

「5（1）担当課」宛てに、電子メール（ファイル転送ツール含む）で送付すること。

提出にあたっては、企画提案書等が担当課に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(4) 提出先

「5（1）担当課」に同じ

（5）提出期限

令和8年3月16日（月）午後5時必着

12 企画提案書等の審査

提出された企画提案書等について、町が設置する「神石高原町国民健康保険特定健診受診率向上対策事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」で審査を行う。審査は書類審査及びヒアリングによって行う。

（1）審査の実施

ア 実施期間

書面審査 令和8年3月17日（火）から3月24日（火）まで

ヒアリング 日時：令和8年3月24日（火）午後1時30分から

会場：神石高原町役場 本庁 会議室

※ヒアリングについての詳細は、追って通知する。

イ 実施方法

提出された11（1）イからキの資料及びヒアリングについて、採点基準に基づき、審査委員会委員による審査を行う。

※ヒアリングは、非公開とする。

※企画提案書等の提出時に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。

（2）プロポーザル審査委員会の開催

ア 開催日

令和8年3月24日（火）

イ 開催内容

各審査委員会委員が採点基準に基づいて採点し、評価点の合計が高い順に、本業務の受託候補者1者、次点委託候補者1者を特定する。

※最高得点者が複数いる場合には、審査委員会の決するところによる。

※評価点の合計が6割に満たない場合は、受託候補者にならない。

※提案者が1者の場合においても審査を実施し、受託候補者として適していると判断した場合は、その提案者を受託候補者として特定する。

ウ 受託候補者選考結果通知

令和8年3月25日（水）以降、企画提案書提出者全員に対し、電子メールにより通知する。

（3）選考結果の公表

選考結果については、神石高原町ホームページに掲載する。ただし、選考にかかる経過については、一切公表しない。

1.3 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加意向申出書を提出した後、提出期限内に企画提案書等を提出しない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 契約締結までの間に、本プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなつた場合
- (5) 3の業務委託料の上限を超過した参考見積書を提出した場合

1.4 契約に関する基本的事項

町は、受託候補者と提案内容を基に業務内容及び委託料について協議を行い、仕様書の内容を確定した後に見積書を徴し、予算の範囲内で委託契約を締結するものとする。なお、受託候補者と契約が締結できなかつた場合又は失格要件に該当すると認められた場合は、次点者を相手方として契約交渉を行うものとする。

1.5 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類等に係る費用は提案者の負担とする。
- (3) 参加意向申出書及び企画提案書の提出は、1者につき1申請とする。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 神石高原町情報公開条例に基づく開示請求があつた場合は、委託業者の企画提案書及び審査結果の平均点数を公表するものとする。
- (6) 参加意向申出書の提出者が無い場合は、本プロポーザルを取りやめる。取りやめる場合は、神石高原町ホームページに掲載し公表することとする。
- (7) 参加意向申出書の提出者が1者の場合は、審査委員会において審査し、適正と認められる場合は受託候補者として選定することとする。
- (8) 本業務は、厚生労働省の「国民健康保険保険者努力支援交付金等交付要綱」及び「国民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）交付要領」に基づく交付金の活用を想定しているため、当該交付金の交付対象となる事業内容とすること。
- (9) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。